

氏名(本籍)	まつざわあけみ(北海道)		
学位の種類	博士(ヒューマン・ケア科学)		
学位記番号	博甲第5500号		
学位授与年月日	平成22年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	わが国の障害児・者および高齢者をケアする家族への支援制度の構築に向けたアウトカム評価		
主査	筑波大学教授	博士(医学)	本田 靖
副査	筑波大学教授	博士(医学)	田宮 菜奈子
副査	筑波大学准教授	保健学博士	武田 文
副査	筑波大学講師	博士(医学)	福島 敬

## 論文の内容の要旨

### (目的)

増え続ける要介護高齢者および障害児・者のケアを支えているのは、他ならぬ「家族」であり、要介護者へのケアの80%は、家族が担っているといわれている(Walker, 1995)。そのため、既に、諸外国の一部ではインフォーマルなケアを行う家族介護者を政策対象とした上で、公的制度の中に明確に位置付け、社会的・経済的・文化的背景などに応じた家族介護者に対する独自の支援策を展開している。このように、今や家族介護者の権利保障のための家族介護者への支援は、世界的な政策課題となっている。しかし、わが国では、家族による虐待および殺人などの家族介護をめぐる悲惨な事件が多数報告されているにも関わらず、直接、家族介護者を支援する制度は未だない。

本来、家族が家族をケアすることは、極めて人間的かつ普遍的な営みであると同時に、誰しもが経験するライフイベントである。しかしその反面、家族へのケアに伴う負担感をはじめ、虐待などの人権侵害にもあたる深刻かつ重大なリスクとなる可能性をも含んでいる。今後、ますますわが国の少子高齢化は加速化することが明白であり、障害児・者および高齢者へのケアの問題は、より重要性を増すと考えられる。そのため、障害児・者および高齢者へのケアのあり方について、家族介護者をどのように位置づけ、そしてどのように支援するか、その制度の構築は急務の課題となっている。

このような背景の中、わが国の福祉サービスは、家族介護者の負担軽減を一つの目的として、「措置から契約へ」の流れの中で社会化された。しかし、未だ家族介護者の負担感が十分に軽減されたとはいえない現状のままである。そのため、法制度が高齢者や障害児・者の家族に与えた影響を実証的に検証し、何らかの家族介護者への負担軽減に向けた支援制度を構築していくための検討が必要不可欠となっている。

そこで、本研究の目的は、障害児・者および高齢者の家族介護者に関わる多方面のアウトカム評価、具体的には、家族介護者の介護負担感とその究極形ともいえる高齢者の虐待、そして孤独死の背景要因および関連要因、制度転換によるサービス利用の影響について明らかにする。そしてこれらの実証的データに基づき、今後のわが国の家族介護者へのよりよい支援制度のあり方について検討する。

## (対象と方法)

本研究は、家族介護問題の究極形である虐待と孤独死をアウトカムとした研究1(第2章)および研究2(第3章)と家族介護者の育児および介護の負担感とサービス利用の実態とその関連要因に関する研究3・4・5(第4・5・6章)で構成されている。

わが国の家族介護問題の究極形である虐待と孤独死に着目して、その背景要因の解明に向けた以下の2つの研究を実施した。まず、研究1では一剖検センターにおける4年間の法医剖検例178例から、高齢者のネグレクトが疑われる事例を抽出し、家族背景に焦点を充てて記述した。研究2では、一大学の法医学教室における3年間の法医剖検例125例について、家族構成という視点から、その死因及び背景要因について統計学的に比較した。

さらに、家族介護者の育児および介護における負担感とサービス利用に関する以下の3つの研究を実施した。研究3では、一県六自治体において、介護保険サービスを利用している高齢者のうち、同居の主たる家族介護者513例を対象とした。データは、質問紙調査およびインタビュー調査によって収集し、その実証データに基づき、家族介護者の介護負担感とその関連要因について分析した。研究4では、一施設の短期入所サービス登録者の母親19例に対して、支援費制度下における障害児・者の母親の育児負担感の関連要因と措置制度から支援費制度への制度転換によるサービス利用の変化について、郵送法自記式質問紙調査を実施し、その実証データに基づき、統計学的に分析した。研究5では、さらに支援費制度から、障害者自立支援法導入による障害児・者の母親の育児負担感の変化の関連要因とサービス利用への影響について明らかにするために、3施設を利用する障害児・者の母親へ質問紙調査を実施した。そして、その実証データに基づき、統計学的に分析した。

## (結果)

研究1では、分析対象となったすべての事例は「二人暮らし」であり、同居家族では「男性」、「息子」が多かった。その他、「うつ」、「アルコール中毒」などの精神的疾患を有している事例、「無職」、「生活保護受給」などの経済的に困窮している事例がみられた。研究2では、一大学の法医学教室における3年間の法医剖検例75例(火災事例を除く)を独居と非独居の2群に分け、その死因および背景要因について比較した。その結果、独居群は「病死」、非独居群は「不慮の外因死」が多く、家族構成によって死因の傾向は異なっていた。また、独居者では「自宅」死亡例が多く、長期間発見されにくい一方、非独居群では「自宅外」死亡が多く、発見され易い傾向にあった。

研究3では「介護方針に自分の意見が反映されていない」、「介護に関する出費」が高い場合、家族介護者の介護負担感が高いことが明らかになった。研究4では、育児負担感の高い母親は「身体機能」、「コーピング」が低く、現疾患を持つ母親や身体機能が低い母親が「将来への不安」が強いことが明らかになった。また、制度転換におけるサービス利用の変化については、否定的意見は少なく、選択性の確保ができた等の肯定的意見がみられた。さらに、サービス利用の情報不足がサービスの利用しやすさや母親の負担感の軽減に繋がっていない可能性が示唆された。研究5では、自立支援法導入によって育児がきつくなった人は、そうでない人と比較して「サービス利用量が減少」していた。自立支援法導入によるサービス利用量の変化については、自立支援法施行前と比較し、「増加」20.2%、「変化なし」61.5%、「減少」18.4%であった。さらに、自立支援法導入によるサービス利用量の変化の関連要因を明らかにするために、サービス利用量が増加していた群と減少していた群を比較した。その結果、サービス利用量が減少していた群は、増加していた群と比較して、「サービス利用情報が少ない」、「相談機関を利用していない」であった。また、サービス利用量減少の理由で最も多かったのは「サービス利用の費用が高い」であった。さらに新制度に対しては9割の対象者が改善を希望しており、その内容として最も多かったのは自己負担の軽減であった。

## (考察)

研究1の結果から、ハイリスク者、とくに男性、息子介護者などのサポートが少ない家族に対するより積極的な支援、具体的には、介護者アセスメントのように、家族介護者の状況を考慮した上での支援の必要性が示唆された。研究2の結果では、家族構成に講じた対策を講じていくことの必要性、そして独居者に対して、保健医療サービスを含めた地域のネットワークにつなげる等の予防的関わりを強化するとともに、安否確認システムなどの早期発対策をより一般化かつ強化する必要性が示唆された。

研究3では、家族介護者の介護負担感軽減のための支援として、家族介護者自身への支援が必要であることが明らかになった。具体的には、主介護者の意見が介護の方針に反映されるよう、サービス利用時にかかわる福祉専門職、特にケアマネジャーは家族間調整を意識した関わりが重要であることが示唆された。また、介護関係の出費が高い介護負担感に関連していることから、医薬品の費用や介護保険サービス対象外のサービスの負担などの費用負担への考慮も重要と考えられた。また研究4の結果では、障害児・者の母親に対しては、精神的支援のみではなく、心身両面への支援の必要性、具体的には、身体的負担を軽減するためにレスパイトサービスの利用や休暇および代替介護の保障などが必要であり、そのためにはサービスにつなげていくためのケアマネジメント制度の整備が必要と考えられた。さらに、研究5では、自立支援法導入によって、サービス利用量が減少している人が負担が増えており、サービス利用量が減少していた理由として、サービス利用の情報不足や相談機関の利用がないことがサービス利用量の減少に繋がっている可能性が示唆された。そのため、在宅の障害児・者に対する情報提供を含めたケアマネジメント制度の整備が必要と考えられた。さらに対象者の9割が制度に対して改善を希望しており、その理由で最も多かったものは自己負担を挙げている。このことから、減免措置も導入されているものの、自立支援法における応能負担から応益負担の導入の影響が示唆されたため、さらなる経済的な支援も考慮する必要があると考えられた。

## 審査の結果の要旨

学位に値する論文とは認められたが、以下のような批判が出された。

- ・一つ一つの研究目的が抽象的なので、具体的な記述をすべき。
- ・第3章は「介護家族を対象」とした全体のスキームと合わないのではないか？ —— この点に関しては、構成とこの章の緒言、考察を変更することで対処可能と判断された。
- ・Zarit 介護負担尺度については、章によって異なった用い方をしているが、それが明確でない。
- ・研究の限界の部分で、選択バイアスに関する説明が不足している。研究対象者の特性をさらに詳しく書いて考察すべき。
- ・今後の課題として、政策提言だけでなく、研究そのものの課題についても記述すべき。

主な批評は以上。

著者は博士（ヒューマン・ケア科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。